

新型コロナウイルス関連 国保税減免申請書

いなべ市長 宛て

令和 年 月 日

世帯主
(納入義務者)

住所 いなべ市北勢町・員弁町・大安町・藤原町

番地

国保証番号

氏名

TEL () -

新型コロナウイルス感染症に起因する国民健康保険税(料)の減免について、いなべ市国民健康保険税条例第29条及び国民健康保険法第77条の規定により次のとおり申請します。

1 減免国保税

令和4年度 随期・1期～9期又は特別徴収期

2 減免事由

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った。

【添付書類】

※右記のいずれか1つ

診断書の写し

新型コロナウイルス関連国保税減免に係る医療機関意見書(様式第2号)

新型コロナウイルス感染症により、死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと分かる客観的な書類(保健所が発行した書類、新聞記事など)

(2) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生活維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる。

【条件ア】主たる生活維持者の2022年中収入

事業収入の減少額が前年収入の3/10以上

不動産収入の減少額が前年収入の3/10以上

山林収入の減少額が前年収入の3/10以上

給与収入の減少額が前年収入の3/10以上

【条件イ】主たる生活維持者の2021年中の合計所得金額が、1,000万円以下

【条件ウ】主たる生活維持者の減少が見込まれる2021年中の事業、不動産、山林又は給与収入以外の前年の所得の合計額が400万円以下

【添付書類】

※右記の全部

新型コロナウイルス関連国保税減免に係る収入減少申出書(様式第3号)

2022年中収入減少見込みの分かる書類の写し(売上帳、現金出納簿、給与明細等)

4 減額又は免除の割合

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

【全部】

(2) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生活維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が減少した場合

前年の合計所得金額(離職軽減後の所得)	減額又は免除の割合
<input type="checkbox"/> 300万円以下	全部
<input type="checkbox"/> 400万円以下	10分の8
<input type="checkbox"/> 550万円以下	10分の6
<input type="checkbox"/> 750万円以下	10分の4
<input type="checkbox"/> 1000万円以下	10分の2

受付

担当記入欄

・減免額計算

・MISALIO賦課入力

・更正通知

・MISALIO給付記録入力(「新型コロナ減免」)

・THINK入力(「新型コロナ減免」)

・